

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

改 正 案	現 行
（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一、九の二（略） 十、二、イソプロピル・四・メチルピリミジル・六・ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、二、イソプロピル・四・メチルピリミジル・六・ジエチルチオホスフェイト五％（マイクロカプセル製剤にあつては、三〇％）以下を含有するものを除く。 十の二、二十八の十四（略） 二十八の十五、四・クロロ・二・フルオロ・五・「（RS）」・「二・二・二・トリフルオロエチル」スルフィニル「フエニル」五・「（トリフルオロメチル）チオ」ペンチル「エーテル（別名フルペンチオフェノツクス）」及びこれを含有する製剤 二十八の十六（略） 二十九、三十一の三（略） 三十二、有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 （1）（31）（略） （32）一、（三・クロロ・四・五・六・七・テトラヒドロピラゾロ「一・五・a」ピリジン・二・ニール）五・「（シクロプロピルメチル）アミノ」一・H・ピラゾール・四・カルボニトリル（別名シクロピラニル）及びこれを含有する製剤 （33）（188）（略）	（劇物） 第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。 一、九の二（略） 十、二、イソプロピル・四・メチルピリミジル・六・ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）を含有する製剤。ただし、二、イソプロピル・四・メチルピリミジル・六・ジエチルチオホスフェイト五％（マイクロカプセル製剤にあつては、二五％）以下を含有するものを除く。 十の二、二十八の十四（略） （新設） 二十八の十五（略） 二十九、三十一の三（略） 三十二、有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 （1）（31）（略） （新設） （32）（187）（略）

（傍線部分は改正部分）

2 三十三～百十
(略) (略)

2 三十三～百十
(略) (略)